

## 千葉県学校敷地における反射鏡設置許可基準

### (目的)

第1条 この基準は、千葉県公有財産規則（昭和40年4月1日規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、私有地からの出入りの際に用いられる反射鏡の学校敷地における設置について、行政財産目的外使用許可の申請があった場合の許可基準について必要な事項を定め、もって交通の安全に資することを目的とする。

### (許可の基準)

第2条 反射鏡の設置許可は、次の各号すべてに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 学校長が了承していること。
- (2) 学校教育活動を妨げないこと。
- (3) 行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者が、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体、若しくは自治会、PTA等の地域団体から通行人の危険を除去するための要望を受けた民間団体等であること。

### 附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。